

清瀬市消費生活センターだより

No.110（令和 7（2025）年 6 月）



へづちゃん



「知ってる?」「教えて!」

エアコンの試運転と修理の話

梅雨が明け、夏本番を迎えると家電販売店やメーカーにエアコンの設置や修理の依頼が集中するため、すぐに対応してもらえないといったことがよくあります。そうした場合に、やむなくネット検索で探した事業者に作業を依頼したことで、思いもよらぬ高額請求を受けるなどのトラブルに見舞われるケースもあります。

もし修理が必要になった際の契約トラブルを避けるためにも、シーズンを迎える前に試運転を行い不具合がないかエアコンの動作確認をしておきましょう！

1. エアコンの試運転で確認することは？

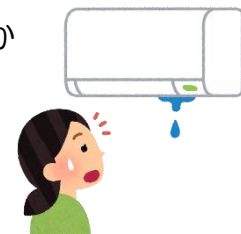
まずは試運転をする前に、

- 室外機の排気口や排水ホースがふさがれていないか
 - フィルターは汚れていないか
 - 電源プラグは奥まで挿し込まれているか
 - 電源プラグやコンセントにホコリは付いていないか
- を確認して、問題があれば掃除などをおこないます。



そして、これらの準備ができれば試運転をしてみます。

- 冷房の最低温度（16～18度）で 10 分間運転して冷気が出るか
 - さらに 30 分運転して水漏れや異臭がないか
- を確認します。



2. 不具合が見つかったらどうすればいい？

不具合の内容によってはメーカー以外の修理業者では対応できない場合もあります。

また、修理部品の保管期間を過ぎている場合など、修理不可能な場合もありますので、まずはメーカーや販売店に型番や年式、故障の状況を伝えて修理が可能か確認しましょう。

3. 修理を依頼するときに気を付けることは？

故障の原因と作業内容、予想される代金や直らなかった場合の対応などを事前に確認して、納得をしたうえで修理を依頼しましょう。

空き時間に効率よく稼げる!!

スキマ時間副業サイトのトラブルにご注意!

SNSやインターネットなどで見つけた副業サイトの中で、簡単な作業（タスク）をするだけで稼げるという副業が紹介されていて、そこに応募して作業を始めたところ「高額報酬を得られるタスクをするには事前に送金が必要である」「ミスしたために処理費用が必要である」「報酬を引き出すためには費用がかかる」などと金銭を要求され、言われるままに支払ってしまい被害にあうケースが発生しています。

被害の特徴

その1) 簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘引される

SNS広告などの中で「いいね」を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」と簡単な作業（タスク）をするだけであることや、「スキマ時間を利用できる」などと手軽さを強調して二セの副業サイトへと誘い込みます。

その2) 副業サイト内でメッセージアプリの友だち登録をさせられる

誘導された副業サイトに入るとメッセージアプリの友だち登録をさせられ、そのアプリ内でタスクを紹介されます。

その3) 最初に少額の報酬を得ることで信用してしまう

はじめに簡単なタスクをすると数百円～数万円程度の報酬を得られることがあり、今後も報酬を得られるだろうと信用してしまいます。

その4) 様々な理由をつけて金銭を要求される

タスクを進めていくうちに、様々な理由をつけて金銭の要求をします。使われる口実として、例えば次のようなパターンがあります。

- ・作業実行前に「高額報酬の作業は事前に送金が必要」と言われる。
- ・作業実行後に「タスクに失敗したために処理費用が必要」と言われる。

その5) さらなる報酬を期待して高額な請求に応じてしまう

相手方から高額な費用負担を求められてもそれ以上の報酬が得られることを期待してお金を支払ってしまいます。



被害にあわないためには

ここがポイント！

① 「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は「うのみ」にしない

SNSや動画広告、インターネット検索などで「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」「コピペするだけ」「相談に乗るだけ」「動画を見るだけ」といった、スキマ時間を使って簡単に稼げるかのような広告が見られますが、詐欺の可能性があるので、こうした文言を“うのみ”にしないようにしましょう。

② 相手方に安易に個人情報を開示しない

簡単なタスクをする際、相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真などの個人情報の開示を求められる場合があります。悪用される可能性が否定できないため、相手方が誰であるか不明な場合には、安易に個人情報を開示することは避けてください。

③ 振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談する

最初に少額の報酬が得られる場合がありますが、その後に、高額報酬のタスクをするためなどと言ってお金の振り込みを要求されるケースがあります。いったん振り込んでしまうと被害回復は困難です。振り込みを求められても言われた通りに振り込まず、相手の説明に不信感や疑問を抱いた場合は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042-495-6212

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211へ

相談日：月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～正午 午後1時～4時

○ 対象者は市内在住・在勤・在学の方

○ 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

消費生活講座のお知らせ ぜひご参加ください！

6月18日（水）第1回消費生活講座 終活講座①

健康寿命の延ばし方 ①

講師：羽田 ^{はだ} ^{ゆりこ} 由利子さん（健康医療情報支援センター代表）

7月16日（水）第2回消費生活講座 終活講座②

健康寿命の延ばし方 ②

講師：羽田 ^{はだ} ^{ゆりこ} 由利子さん（健康医療情報支援センター代表）

◆ 詳細は市報（5/15号、6/15号）にてご確認ください。

【自動通話録音機能付電話機等購入費補助金】

高齢者の電話による消費者被害防止のため、市内在住の65歳以上の方が、自動通話録音機能付きの電話機を購入した場合の、購入費に対して補助をします。

対象機器：自動通話録音機能と、通話を自動録音する旨を告げるメッセージ機能を備えた電話機等で、
令和7（2025）年12月31日までに購入したもの

対象経費：対象機器の購入費（ポイント利用分を除く）

補助額：購入費の4分の3（上限1万円）

申込期限：令和8（2026）年1月30日まで

申込方法などの詳細は、
消費生活センターにお問い合わせください。

この通話は、
録音されます。



《発行・問い合わせ》 清瀬市消費生活センター

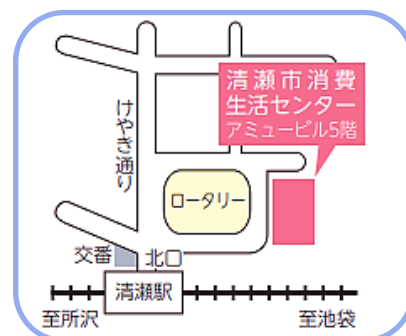
所在地：〒204-0021

清瀬市元町 1-2-11 アミュービル5階

電話：042-495-6211（代表）

受付時間：月～金（祝・休日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時



※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。